

共同研究室

昭和57年度第9回研究会（11月5日）

▶ テーマ 生成理論の基本的仮説について

報告者 三宅正隆氏

報告要旨

1. 生成文法理論の究極の目標は、母国語話者の持つ「言語能力(linguistic competence)」の解明にあるが、その目標達成にあたっては次の2つの間に答えることが下位目標、つまり当面の研究課題である。まず第1には、「母国語話者が習得し内蔵している母国語を自由にあやつれる言語知識とは一体どのようなものであるのか」、第2には「このような言語知識をどのようにして習得することができるのか」というものである。ここで「言語知識」とは理想的な話者・聴者（すなわち記憶の限界とか、運用の際の言いまちがい等に左右されない話者・聴者）の持つ母国語についての直感・判断のことをいう。母国語に対する直感・判断とは、例えば、母国語か否かの判断や文法性に関するもの、多義性・同義性に関するもの等である（これは必ずしもそれを内蔵している話者・聴者が自覚しているとは限らない）。従って言語学の目標は、まず第1には母国語話者の言語直感一言い換えればこれは各個別言語の文法、を記述することにある。この場合、生成文法理論の大きな特色としてあげられるのは文法記述における形式化された人工言語の使用及び公理系化である。この点はしばしば他分野の人々の批判の対象にされるが、この点こそある意味では生成文法理論のかなめでもあるといえる。以下簡単ではあるがこの点について明らかにしたい。

生成文法における言語理論は大きく、(a)各個別言語の文法記述と(b)自然言語すべてについて成り立つもの—いいかえれば、人間言語を他のものから区別するもの、の記述に分けられる。前者は一般に個別文法、後者は一般文法理論（普遍文法）と呼ばれる。一般言語理論とは一言でいえば、各個別文法の記述の仕方を規定するものであり、具体的には文法の形式や記述に用いる人工言語(S, NP, #, →等)やその適用方法に関する陳述から成る。もちろん言語学は経験科学の一分野であり、このような一般言語理論自体アプリオリに設定されるわけではなく、実際には各個別言語の研究を通しておこなわなければならない。従って(a)と(b)の関係は一方が他方を一方的に規定又は依存するという関係

ではなく、一般言語理論は各個別言語の記述形式を規定するが、その記述形式自体は、各個別文法を経験的に検証することによって証明されるという、いわば相互に規定し合うという関係にある。このように一般言語理論が個別文法記述において使用される記述形式を定めるという意味は、結局のところ自然言語の「可能な文法」を定義することである（この意味で普遍文法理論とも呼ばれる）。一方この際「可能な文法」をできる限り狭く定義できるよう、各規則類の種類及び、その適用に関する条件、制限の設定が研究の大きな比重を占める。

このような一般言語理論は理論体系として考えてみた場合、公理体系化された陳述体系といえる。つまり原始語や数個の公理と推論規則を定めたものであるからである。ただし注意する必要があるのは、先にも述べたように、このような一般言語理論はアプリアオリに決定されるのではなく、あくまで各個別言語の研究を通して経験的に決定されるという点である。このように考えれば、生成文法理論が一般科学理論としての条件を十分備えた理論体系であることは明らかであるが、さらに重要なことは、この一般言語理論が言語習得の問題—つまり先に述べた第2の間と結びつけて考えられる点である。

言語習得に関して説明の対象とされる現象・事実としては、子供は母国語を何ら特別の学習もせずに非常に短期間のうちに習得する事実、又その際使用する言語資料自体限られたものである上必ずしも等質のものでもないのに皆同じ文法を習得する事実等があげられる。人間の自然言語を説明する理論はこのような言語習得に関する事実も十分に説明するものでなければならない。

生成文法理論は言語習得に関し次のような仮説をたてる。つまり、子供が文法を習得する場合、白紙の状態から経験を通して個々の文を記憶、学習するのではなく（何故なら文法を習得してしまえば、無限の文を作り出したり又理解できるし、まったく聞いたことのない新しい文を作ったり理解できるから）、生まれながらある特定の文法を習得するように生物学的に決定されている、と考えるわけである。このような生得的言語能力という考え方はいままでからもなかったわけではないが、生成文法理論における著しい特徴は、その「生得的なもの」の内容を明示的に示そうとする点にある。実際にはこれは、生物学的に定められた言語習得能力とは先に述べた一般言語理論にほかならないという仮説をたてることで達成される。先に一般言語理論は自然言語の「可能な文法」を定義するものと述べたが、結局それが言語習得機構の一部として生物学的にあらかじめ備わっているという仮説に立つわけである。従って、子供は第1次言語資料が与えら

れば、非常に短期間で成人のもつ文法にまで達することができるわけである。その過程では、例えば「可能な文法」が複数個ある時、最も適当な文法を選び出せる能力も仮定され、これは一般言語理論の中では「文法の評価尺度」として重要な研究課題の1つとなっている。又この条件を満たす言語理論は「説明的に妥当な文法理論」として言語理論の最終達成目標として考えられている。

このように生成文法理論における形式化の問題は、単にそれが記述の厳密化、明示化にとどまらず、生成文法理論自体の目標、又それを達成するための基本的仮説と深く関連しているわけで、批判や反論にしてもこの点をふまえない限り議論にはならないわけである。次に、この「形式化」の問題を少し異なった角度からみてみることにする。

2. 一般科学理論における現象の陳述文の形式化の問題と関連づけた場合、生成文法理論におけるさまざまな記号やそれらを結合するための記号・規約の妥当性はどのように正当化しうるであろうか。1つには説明力の問題がある。例えば、ある現象に関してそれぞれを説明する陳述文があり、それを形式、記号化した場合、もし両者の説明力が同等であるとするなら、この形式化は文字通り現象陳述文の翻訳でしかあり得ず、それ以上の価値を持つものではない。生成文法理論における形式化の意義は1で述べた点にあるわけであるが、特に音韻論における形式化は評価尺度の問題とも関連している点で興味深い。以下「形式化」について、説明力の問題とからめて、英語の強勢規則を例に、簡単にみてみたい。

次の(1)は英語の名詞の3音節語の強勢の例である。

(1)(a)América	(b)horízon	(c)agénda	(d)Tennessée
cínema	aróma	uténsil	suprême
ásterisk	aréna	amálgam	divíne

(a)は後ろから数えて3番目の母音に、(b)、(c)は2番目、(d)は最後の母音に強勢が置かれる。これらを説明するために、英語では母音にはり母音 (tense vowels) とゆるみ母音 (lax vowels) の区別が有効である。この区別を用いると(1)は次のように説明できる。

(2)

- a. もし最後の母音がゆるみ母音で、その1つ前の母音もゆるみ母音で、しかもその間に子音が2つ以上ない場合、強勢は最後から3番目の母音に置かれる(例a)。
- b. もし最後の母音がゆるみ母音で、その1つ前の母音がはり母音か(例b)、又

はゆるみ母音で 2 つ以上の子音が後続する場合 (例 c), 強勢はその母音 (後ろから 2 番目) に置かれる。

c. 最後の母音がはり母音の場合は, その母音に強勢が置かれる (例 d)。

これら(a), (b), (c)は上の強勢現象を説明する適切な陳述文であるが, これらはよく知られた方法を用いて形式化すると次の(3)のような規則として表わせる。

(3)

$$a. V \rightarrow [1 \text{ stress}] / \text{---} C_0 \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_1^1 \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_0 \Big]_N$$

$$b. / \left[\begin{array}{c} \text{---} \\ +\text{tense} \end{array} \right] C_0 \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_0 \Big]_N$$

$$/ \text{---} C_2 \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_0 \Big]_N$$

$$c. / \left[\begin{array}{c} \text{---} \\ +\text{tense} \end{array} \right] C_0 \Big]_N$$

しかしながら英語の強勢 (1 stress) は語中に一ヶ所だけ置かれるので後ろから 3 番目の音節に強勢がなければ 2 番目に, それ以外は最後に, というように条件を考えていけば(2)はもっと簡単になる。これは例えば, 「それ以外の時は」といった概念を用いることにより可能となる。従って(2)は次の(4)のように述べることができる。

(4)

(a) もし最後の母音がゆるみ母音でその 1 つ前の母音もゆるみ母音で, しかもその間に子音が 2 つ以上ない場合, 強勢は最後から 3 番目の母音に置かれる。

(b) それ以外の場合には, 最後の母音がゆるみ母音であれば最後から 2 番目の母音に強勢が置かれる。

(c) それ以外の場合には, 強勢は最後の母音に置かれる。

これを規則で書けば次の(5)のようになる。

$$(5) a. V \rightarrow [1 \text{ stress}] / \text{---} C_0 \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_1^1 \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_0 \Big]_N$$

$$b. / \text{---} C_0 \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_0 \Big]_N$$

$$c. / \text{---} C_0 \Big]_N$$

ここで問題となるのは「それ以外の場合には」という条件を形式的にはどのような形で表わせるかであるが, これは規則の適用順序と, ある規則が適用されればそれ以外の規

規則は適用できないという2つの条件を定めることで解決できる。つまり(a), (b), (c)の規則はこの順序で適用され、しかも1つ適用されれば、たとえ適用条件を満たしていてもそれ以外の規則は適用できないというものである。これによって、1語に2つ以上の強勢が置かれることはなく、しかもより簡潔な規則を得ることができる。これは各々規則適用に関する線形順序と排反的順序と呼ばれるものである。他方(5)の規則をみると(c)の環境は(b)の環境に含まれ、又(b)の環境は(a)のそれに含まれる、という関係にあることがわかる。従ってここで共通部分を()でくくることにより簡潔化する方法を用いれば(5)は次の(6)のように書き直すことができる。

$$(6) V \rightarrow [1 \text{ stress}] / \text{---} C_0 \left(\left(\left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_0 \right) \left[\begin{array}{c} -\text{tense} \\ V \end{array} \right] C_0 \right) \Big]_N$$

規則(6)は同じ内容を表わすなら今までみた規則のうちで最も簡潔な規則であるといえ(記号数において)、先にふれた文法評価の問題からすれば最も価値の高い規則といえる。従って、もし同じ現象を説明する規則があるなら()を用いた規則の方がそうでない規則よりすぐれた規則であるという評価規準を設定できる。又ここで重要なことは、()が先に述べた「それ以外の場合には」という条件をになっているということである。いいかえれば、()を使った規則(式形)においては、適用順序に関して互いに排反的順序をなすという経験的仮説を含むことになる。従って、()は規則の内容にかかわる共通性と形式面にかかわる共通性を結びつけ、さらに文法評価の尺度として「簡潔性」を設定することによって成立しているもので、その妥当性は経験的検証によられなければならない。反証のでない限り、これは一般言語理論の一部をなすと考えられる。

さてここで「形式化」と説明力という問題を考えてみると、規則(6)は3音節から成る語のみを資料として得られた規則であるが、これはそのまま2音節語についてもあてはまる規則であることがわかる。しかも(2)や(3)では、2音節語に関して、最後の母音がゆるみ母音で、その1つ前の母音もゆるみ母音でしかもその間に子音が2個以上こない場合については何もいっていないが、規則(5)(6)ではこの場合も自動的に説明できる。つまり、ある限られた資料に基づいて得られた規則がある種の形式化を通して非常に一般的な規則として、それ以外の現象に関しても有効的である。この意味で(7)は非常に価値のある形式化といえる。実際強勢規則1つ例にとってみてもこのような例は他にも数多く見られる。例えば、複合語に関する強勢規則が語レベルの強勢現象を説明するのに有効

である場合や、一見(6)の規則の例外と思えるものが、他の条件や規則を加えることで基本的には(6)の規則で説明できる場合等である。

このように生成文法理論では「形式化」が単に記述の厳密性や明示性を目的とするだけでなく、これには非常に深い意味があり、又個々の形式化に関してはすべて経験的検証の対象である点他の科学理論と異なるので注意を要する。

昭和57年度第10回研究会（11月12日）

- ▶ テーマ アメリカ自動車労働者の生活と失業者運動（1920—35年）
——全米自動車労組（U. A. W.）成立の社会的背景——

報告者 佐藤卓利氏

報告内容は本誌研究の項に掲載

昭和57年度第11回研究会（12月3日）

- ▶ テーマ 戸坂潤の日本ファシズム論について
報告者 後藤 靖氏

報告要旨

1. 最近、日本ファシズムにかんする研究がようやく本格的な研究の段階に入ってきた。ここで「本格的な」というのは、日本のファシズムを思想や運動あるいはその社会的背景といった諸側面でのアプローチから全構造的な分析が進められはじめたということの意味している。ファシズムは、「資本主義的諸関係の不安定性、階級から脱落した多数の社会的分子の存在、都市小ブルジョアジーとインテリゲンチヤの広範な層の貧困化、農村小ブルジョアジーの不満、最後にプロレタリアートの大衆行動の脅威」という帝国主義の諸矛盾の特殊な発現を歴史的前提としており、この諸矛盾を打破して「自己の権力をいっそう安定させて、それを強固な、恒久的なものとする」ための「金融資本のもっとも排外主義的、もっとも帝国主義的な分子の公然たるテロ独裁」（1928年9月1日「共産主義・インタナショナル綱領」）である。ファシズムがいまいったような内容をもつ独占ブルジョアジーの公然たる独裁というブルジョア国家形態の一つであるとするならば、ファシズム研究の課題は、なぜこのような国家形態が生まれたのか、そしてそれはどのような国家の組織体制（レジーム）と正統性原理（国家イデオロギー）を通して政治的・経済的・思想的・道徳的支配を行ったのか、そのなかでどのように新たな階級矛盾や対外

矛盾が拡大再生産されていったのかを、全面的に明らかにしなければならないところにある。最近の研究は、ようやくこの段階に入りはじめたといつてよからう。

だが、最近の研究動向のなかで甚だ疑問に思われるのは、次の二つの点である。

その第1は、ディミトロフやトリアッティあるいはパーム・ダットなどのファシズムについての古典的規定——「ファシズムの権力掌握は、一つのブルジョア政府と他のブルジョア政府との普通の交代ではなく、ブルジョア階級の支配の一国家形態であるブルジョア民主主義政府と、いま一つの国家形態である公然たるテロ独裁との交替である」——を全く鵜呑みにして日本ファシズム体制論を展開しようとしていることである。ディミトロフらのこの規定を字義通りに解せば、ファシズムという国家形態はその歴史的前提としてブルジョア民主主義的国家形態が、したがってまたブルジョア的な国家類型そのものが存在しなければならないということになる。だが、このように解することだけが果してディミトロフらの真意に副うたものであるか。私はそうは考えない。ディミトロフらは、帝国主義国家一般がファシズムなのではなく、公然たるテロ独裁形態をとる帝国主義がファシズム国家であることを強調しているものと解すべきである。そう理解すると、日本ファシズム研究をリードしている木坂順一郎氏や安部博純氏のように、日本のファシズム体制の存在を認めるために大日本帝国憲法の制定を起点として日本はブルジョア的な立憲国家になったと強弁する必要はなくなるはずである。私が従前から主張しているように、1920年代に「上からの革命」（これを今日では、私はボナパルティズム化した方がよいと考えている）が進行し、それが1937年の日中戦争の全面開始（7月）・国民精神総動員実施要綱決定（8月）で成立する日本ファシズム体制によって完了する（ボナパルティズムとしてではなく、ファシズムという新しい形態と内容をもったものとして）ととらえても、日本ファシズムは十分に説明できるし、またその方が事実と整合すると思われる（これらの理論的・実証的分析は後の機会に行う予定である）。

第2に、最近の日本ファシズム研究者の間では、なぜ戸坂潤がかえりみられないだろうかということである。彼は、美濃部達吉のいわゆる天皇機関説が議会で問題となり、天皇機関説は国体に反するという政府の国体明徴の声明（1935年）に抗して日本のファシズムの特質を『唯物論研究』その他の諸雑誌に精力的に発表し、山田盛太郎、平野義太郎ら講座派学者たちの検挙＝コム・アカデミー事件（1936年7月）や山川均・加藤勲ら400名が検挙された人民戦線事件（1937年12月）が継起するなかで身の危険をおかしながらも日本ファシズムを告発しつつけてきた。彼の日本ファシズムにかんする数多くの論稿は、

論文というよりは評論風のものであり、体系的な分析ではけっしてない。しかしながら、その一つ一つの論稿は彼の「イデオロギー論」を根底にした論理が透らぬいているばかりでなく、彼が取り上げたテーマはイデオロギーの分野ばかりでなく、政府・官僚機構、軍部、財政、農村問題という多面にわたっており、それはまさに一個の日本ファシズム体制論とさえなっている。最近の研究動向の特徴が、日本ファシズムを個別的側面からではなくまさに全機構的分析にあるといったが、私からみればこの研究方法はすでに戸坂が先鞭をつけているとさえ思われる。にもかかわらず戸坂は顧みられず、忘れ去られた存在にすらなっている。その戸坂の日本ファシズム論はまさにファシズムの日本型の分析であり、そして単なる傍観者的な分析ではなく、それとどう戦っていくべきかという実践者としての立場からの分析である。日本共産党中央委員会が壊滅し（1935年3月）、急進的な労農無産者協議会の結成（1936年5月、37年2月無産党となる）は行われたが、その活動範囲が狭かったために、彼自身が「社会ファシスト」としてきびしく批判しつづけていた社会大衆党を体質転換させ、社大党を中核として日本における人民戦線を構築するために37年11月に入党した。そして38年11月29日には唯研事件で検挙され、2年間の拘置所拘留生活ののち40年12月に保釈され、41年12月に第一審で懲役4年の判決をうけて直ちに控訴、42年12月二審で懲役3年の判決をいい渡されて上告、43年12月控訴院で懲役3年をいい渡されて直ちに上告、44年3月大審院で上告棄却を申渡され下獄し、45年8月9日ついに獄死した。この壮烈な45年間の生涯をささえていたのは日本ファシズムに徹底的に抗戦するという強烈な意志と強靱な論理であった。

私が戸坂潤の日本ファシズム論を取り上げようとするのは、今日の日本ファシズム研究よりも理論的に刻りの深いところがあり、またディミトロフらのファシズム論を継承しながらそれを日本に適用するための論理の再構成を行おうとしているからである。忘れられた日本ファシズム研究者であり弾劾者であった戸坂を、私は感傷的に回想しようとするのではない。そうではなくて、彼の日本ファシズム分析の透徹した論理を継承し、天皇制ファシズムの分析理論を私なりに構成し直そうとするための一試論である。

2. 私の学生時代からの友市原亮平君を追悼するために編まれた関西大学『経済論集』（第32巻第4号）の追悼号に「戸坂潤の日本ファシズム論について」の（上）が掲載されており、（下）も近く掲載されることになっている。本日の報告は、この原稿に若干の補足をしながら行うものである。報告の目次は次の通りである。

1. ファシズム研究の動向

2. コミンテルンと32テーゼの規定
3. 戸坂のファシズム規定
4. 戸坂の日本型ファシズム分析
 - (イ) 日本型ファシズムの思想形成の分析
 - (ロ) 新官僚・軍部の思想分析
 - (ハ) 広田・近衛内閣論
 - (ニ) 統制の論理
 - (ホ) ファシズム思想の横断性の具体的分析
 - (ヘ) 農村の動向の分析
 - (ト) 大衆と人民戦線論
 - (チ) 「社会ファシズム」論への批判

5. 戸坂理論の積極性と欠陥

ところで、戸坂が日本ファシズムを分析する場合、彼の理論の基調となっているのは32テーゼと講座派理論であったといつてよい。だが、注目しなければならないのは、32テーゼは①日本をファシズムと規定することは絶対主義天皇制を美化し、政治的闘争の目標を見誤らせるときびしく論断し、②社大党を社会ファシストといい、社会ファシズム論に立つコミンテルン第6回大会(1932年)の考え方を忠実に固守していた、ということである。コミンテルン第7回大会(1935年8月)は、この「社会ファシズム」論の誤りを否定し、いわゆる人民戦線論に立った新しい方針を決定した。だが、このときコミンテルン日本支部としての日本共産党は壊滅し、「赤旗」は刊行されていたとはいえ1933年12月24日からはガリ版刷りの少数にとどまっていた。コミンテルンの方針転換が商業新聞に報導されはしたが、正確に伝えられはしなかった。野坂参三のコミンテルンの方針転換にそった「日本の共産主義者への手紙」(1936年2月10日)は、アメリカ共産党日本支部の邦字機関紙『国際通信』第三巻第五号に収録されて日本に持ち込まれたとはいえ、それを読むことのできた人々はごく少数であったと思われる。そうだとすると、一般の人々にとっては32テーゼが依然として正しい方針としてうけとめられつづけたとみるほかはない。それを正しいとしてうけとめるかぎり、日本のファシズム化を明らかにすることは大変な理論的確信を必要とすることであったにちがいない。

もっとも、1935年2月5日の「赤旗」は「天皇制とファシストに対する闘争を強化せよ!!」で次のように書いた。

ファシズムの運動はその目的に於て同一である。即ち崩壊に瀕した資本主義体制を維持する為め、帝国主義的侵略戦争遂行の為めであるという点で。だが、しかし、その具体的運動の形態に於ては各国各様である。日本の軍部、官僚を中心とするところのファシスト運動は、ドイツ或はイタリーのそれとは多くの相異点をもっている。その最も特異的なものは、諸外国のファシスト運動の如く、或る反動的英雄を押し立て、それに全大衆の信頼を集中するというのではなく、飽く迄も天皇を「神聖」化し、天皇制機構そのものを変革せず、却ってその維持・強化の為め、英雄の代りに天皇を祭り上げていることである。従って日本に於ける反ファシズムの闘争は、ただ軍部或は官僚を中心とするファシストだけに向けてはならない事である。……日本のファシスト共は（佐野、鍋山一派も）資本家地主の横暴は叫ぶが、天皇がその頭領であるという事は陰蔽して、天皇制「国体」は「神聖不可侵」であるという事を大衆に思い込ませようとしている。……（現在の日本では……後藤挿入）荒木その他の上級将軍が三井、岩崎等の巨大財閥、平沼騏一郎、頭山満、松岡駒吉らの率いる「民間」ファシストと上部に於て堅く結合し、これによって軍隊内の下級将校共が動かされているのだ。然して、これ等が現代日本の天皇制支配の実際の指導力となっている。……しかし、このファシストの勢力は、今日に於ては、全国家機構をまだ完全に自己の手中のものとしていない。現在はそれを獲得するにあらゆる暴力・脅迫が行われている。支配階級内部の抗争は益々激しくなっている。従来の指導力であった既成政党の政治屋共は過去の華やかな夢を追ふて、新たに進出したファシスト勢力に立ち向っている。現存の資本家・地主的天皇制を変革することなしに、天皇制独裁を強化せんとする軍部を中心とするところのファシスト勢力に対して抗争する既成政党及びブルジョア自由主義者も天皇制独裁を変革しようなどとは微塵も考えているのではない。封建制の残滓を濃厚に国家機構に保持する天皇制は、同時に似而非立憲的形態を以て粉飾されているが故に現在の日本の総ての支配階級にとって、それぞれの立場から巧妙に利用されるのである。（後略）

このアピールは、32テーゼの部分的修正であるとも考えられる。しかし、この文書がどれだけの人々に読まれたのか今の私には確認できない。

戸坂は32テーゼを基本的に正しいとうけとめながら、次第にそれを理論的にのりこえながら、日本ファシズム分析の理論を構築していったように私には思われる。

昭和57年度第12回研究会（12月17日）

▶ テーマ 分配公正論をめぐって——その系譜的整理

報告者 鈴木 登氏

報告要旨

はじめに

1970年代は、分配公正論が再びか三たび目に盛んになった時期であった。しかもそれは、K. J. アロウ、A. セン、J. M. ブキャナンおよび J. C. ハーサニィといった経済

学者達ばかりでなく、J. ロールズ、R. ノズィックおよびD. ミラーといったいわば講壇社会哲学派をはじめ、B. パリィ、H. L. A. ハート、G. ドワーキン、それに B. アッカマンなどを加えた政治・法哲学者達を巻き込み、社会科学全領域にまたがるともいえる広範な参加者達を得たものであった。加えてどちらかといえば、上述の講壇社会哲学派が先導をつとめ、経済学、政治・法学および「純粹」哲学各派は、それらをめぐっての批判・反批判を通じて自説の展開を計りつつ、先導者達諸説の妥当性如何を論証するといった経由を経て、現在に至ってもなお多くの論点で結着をみていない。そればかりか、80年代にはいってその新しい政治・経済・社会状況を模索しての思想的基盤作りにそのままなだれ込んだかのような様相を呈しているかともみなされる。そうした論争のなかで、何が将来の支配的思惟足り得るのか現在のところにわかに判じ難いが、分配公正論が'70年代に再燃したのは、同時期の政治経済社会状況と切り離せないそれと密接・不可分な関係にあったとみなし得ることは大方の首肯するところであろう。いまそうした'70年代の状況を概観すると、経済的背景として(1)成長鈍化と生産主義への反省であり、ドル・ショック（IMF体制・バックスアメリカーナの崩壊）・オイルショック（資源限界・成長限界）を契機として、これまで確実視されてきた物的基礎がゆるぎだし、膨れ上っていた未来への期待感にはわかにしぼんでしまった。またその結果ともいえる社会状況としては、(2)社会計画的福祉国家の行きづまりが、所得政策の不成功と高福祉・高負担に加えて働くインセンティブの喪失という内実をともない、「不安な未来」感覚を横溢させるとともに、政治的には(3) no-tax-pay 運動・ミーイズムなどにみる「急進」主義と、「小さな政府」への要望としてのいわば反革命ともいうべき市場主義への復古となえる「新保守」主義とが同時に出現し、現象からみればどちらがどちらとも判別し兼ねる政治的帰結をもたらしている。

もとより、こうした状況は'70年代に突如として降って湧いたとみるのは誤りであろう。再燃した分配公正論が、新しい時代を担うものかどうかはひとまず置くとしても、これまで長年にわたり支配的思想として現実の政策遂行の基礎となってきたものが大きくゆらいでいることからすれば、それがどのような論理上の構造なるが故にそうゆらいでいるのか追認しておくことも、再燃した分配公正論が単にこれまでの分配論の集大成であったにすぎないのか、それとも将来に生き残り、未来の思想を主導していく役割を担えるのか判別するための前段階としての作業として必要なのではなからうか。

ここでは、以上のような問題意識を持ちつつ

1. 古典的功利主義厚生経済学（ピグー基準）への反省と批判
2. 市場システムの評価（パレート基準）と補償原理
3. 「講壇」社会哲学派（ロールズ基準）の論理構造

などの論点を概観・素描し、それらの系譜的（とはいっても主要な論点に限ってのトピック的）な紹介を行うことが目的である。

1 古典的功利主義厚生経済学への反省と批判

新古典派をもって主流とする経済学は、長らく生産と分配両過程を統一的体系で理解することを目的としてきた。そこでは分配問題はあくまで生産要素の相対的分け前（J. B. クラーク、T. N. カアバア）なのであり、前者に強い照射を与えた叙述といえど、せいぜい「労働成果を他の人々の生産物と自由に交換」（H. シジウィック）すると理解するにすぎない。これに対しA. C. ピグーは、少くとも叙述の上では生産過程と分配過程とを切り離し、よく知られた「均等分配」論の二つの命題をとらえた（命題1. 貧者の状態を悪化させない国民分配論の増加、および命題2. 貧者の分配分の増加と国民分配分の減少がない状態はともに経済厚生を増大させる）。

このピグー命題の蓋然性への疑義としては効用の可測性・集計可能性および個人間比較可能性・類似性の諸問題として広く知られた経済学上での積年にわたる論争点であったし、その代表的なかつ古典的な批判として、これら諸問題は事実判断ではなく価値判断にかかわるそれであるとし、後に顕示選好理論・新厚生経済学に展開するものとなったR. ロビンズの批判、さらには集計量の効用概念に対し情報不完全性から批判するとともに、その基底となっている功利主義（最大多数の最大幸福）を一部放棄しかつ限定を加えたF. von ハイエク（規則功利主義としての立場に立ちつつも結果・帰結については問わない）の批判などがよく知られたところである。

分配論プロパーの視点からする功利主義したがってピグー命題への容認としては、A. P. ラーナーの均等分配前提に立つ社会総効用の極大蓋然性論がある一方、均等分配以外の場合にはかえってより大きな不平等がもたらされるとするA. センの功利主義への痛烈な一撃が、平等主義の立場から最近（70年代）になって加えられるに至った。

生産と分配過程とが切り離され、それぞれ独自の道を進み出し、新古典派的状況が現実にはあてはまらなくなってきたことからすれば、両過程を切り離して分配基準のみを独立させてその厚生度合を計ることに端を発したピグー命題（とくに第2命題）は、その

後の厚生経済学の発展と福祉国家に道を切り開いたとはいえ、功利主義の前提に立つ限り、そのねらいとは逆の亀裂を生むに至った。というのも、蓋し功利主義は、所詮、一致のシステムを前提とする生産段階にあってはその目標（成果の極大）にてらして有効であったにしても、対立のシステムを内包する分配過程にあっては、それに何ら制約を設けるものでなく、平等への希求・願望の前には崩れ去らざるを得ないという宿命を担ったものと云えるであろうからである。

2 市場システムの評価と補償原理

他者の状態を悪化させることなくある個人（集団）の状態が改善すれば社会的厚生は増大し、他者を悪化させることなくいかなる個人（集団）の状態も改善することができないならば、それはパレート最適基準を充たしている。競争均衡においてよく知られたこのパレート最適基準が成立していれば、その市場機構における資源配分は効率的であることつまりこのパレート最適基準は効率性判定の必要にして充分な条件とされてきた。

しかし、このパレート最適基準を分配公正の視点からみるとどのような評価ができるのであろうか。結論を急げば、効率と公正との両立は困難とするのが大方のひとまず帰するところであったと云える。

その論拠として、(1)パレート最適点は無数に存在する故、貧者と富者の初期条件・帰結状態については無差別であり(2)したがって富者の状態を一層改善することもあれば、貧者の状態をそのままにしておく場合もある。加えて(3)最適条件下からの変化について選好の基準を何も与えてくれない。その意味では(4)集計された効用が増大するという根拠を何も与えてくれないことで、公正基準からすれば古典的功利主義からすらも後退しているとさえ云える。

以上が効率と公正との両立不可能論としてよく取り上げられる論拠である。こうした効率概念への疑義は、強いて競争均衡へのそれに結びつけられていく。「市場の失敗」という表現が使われ、競争から協調への論拠を提示する「囚人のジレンマ」あるいは「セカンド・ベスト」論などもそれへのいわば妥協的対症療法ともいべき概念であり、もっと体制擁護論の側からする積極的な発言をみれば、外部効果の内消化の可能性を説く立場からさらには公共財にみる非排除性のさ中において、市場機構以外の社会的意思決定機構の必要性—ハーヴェイ・ロード（賢者）の前提および投票制度などもそのひとつとしてあげられるが、とくに後者についてはそれですら社会の統一的意思決定は得られ

ないとするパラドックスへと導びかれていく。

論理整合性を追求していけばいくほど立論は次々と否定と拒否とが繰り返され、残されるものとして公正は世に期し難しとする虚無感・虚脱感さえ生れ兼ねまじき状態ですらあったといえよう。

そうしたなかで考案されたのが「補償原理」（J. ヒックス, N. カルドアなど）および「社会的厚生関数の導入」（A. バーグソン, P. A. サミュエルソンなど）である。

前者については、効率と（分配）公正とを二分し、両者の同時達成をひとまずあきらめ、まず効率的な資源配分を達成させ、そののちそれによって不利益・損失を被った人（々）にその不利益を補償し、利益を得た人々が損失を被った人々に補償してもなお余りがあるならば社会全体の厚生は増加すると理解する。妥協を妥協で終結せず、積極的な打開を計る姿勢を打ち出したともいえるあり方で、この「補償原理」が第二次大戦後のいわば欧州型福祉の理論的支柱とも背骨ともなった考え方である。

一方、北米大陸での社会的厚生関数派は、そうした二分法をとらず、無数にあるパレート最適の中から最大可能なひとつの最適点を選び、それと社会的選択に序数的順序づけを行った厚生状態とを適合させ、両者（効率と公正）の同時的・統一的解としての「理想的分配」を構築する。

先導者達の轍を乗り切ったかにみえるこれら二つの説も、間もなくして登場した批判に脆くも崩れ去ることになる。前者の補償原理については、すべての財が増加しかつ補償する者・される者間の効用序列が不変ならば妥当するが、転換期にみるように優者と劣者との逆転が生じた場合には、必ずしもその逆行性は補償されぬ（T. シトフスキー）し、後者については、社会的厚生序列を決定する統一的な意思は、民主的なプロセス（多数決原理）では得られない（K. アロー）とするそれぞれ二つの論証である。またしても主流派の坐折である。

その後、厚生経済学を中心とする論議は、効率と公正との同時達成という彼岸を追求するための条件を導き出そうとする余り、再び計画者（独裁者）を引き出し、大衆を確率的平等という混沌に晒す（A. セン, J. C. ハーサニなど）か、あるいはその彼岸の追求にはいささか弱気となり、再分配についてのみのパレート最適と公正基準の両立性（H. M. ホックマン, J. D. ロジャーズなど）を求めるか、あるいは負の所得税のアイデア（J. トービン）など、現状打開という積極的意図は持ちつつも、その政策に含意される急進性故に結果的には現状追認という出発点に立ち戻ってしまうという事態を逃れること

ができないジレンマに落ち込んだままになっている。

3 「講壇」社会哲学派の論理構造

こうした厚生経済学の状態にあっての社会哲学派の登場である。まず両者の著しい対照的な特徴として、前者がその対象を経済財の分配公正に論議の中心を置くのに対し、後者は、その分配の仕方を根底から規定するものとして「社会的正義」の概念を導入する。いわば社会構成の基本要素として正義の概念を先験的に導入する。(もちろん経済学者からのこうした先験的正義概念への批判がある。K. J. アロウおよびD. アッシャーなどがそれらである。とくにD. アッシャーは、市場システムが分配を公正化する有力な制度的仕組みであるとして先験的な正義論の導入を拒否する)。

社会哲学派のこうした社会構成のための基本要素は正義概念のみに止まらず、D. ミラーにあっては、権利(right)、功績(desert)および必要(needs)の三要素を掲げ、J. ロールズは、自由と機会、所得と富さらには自尊心などもその対象(社会的基本財)となる。

まずミラーの分類に従えば、権利はJ. ロック以来の自然権(法的権利と道徳的権利)を基礎としているが、同時に(所有)請求権、自由、権能および免責などから構成されている。このうち所有公正論として典型的な説としてはR. ノズィックのそれがある。

ノズィックの所有公正論に従えば、それは三つの財産所有の公正原則から成り立っており、その第1としては、公正な手続きに従って獲得した財産に対しては正当な権利を認め、何びとも(国家といえど)この所有権を侵害できないとする財産獲得の公正原則、第2に財産移転の公正原則であり、第3には不公正矯正の原則から構成されその権利を(国家が)侵す場合には(不当な支出を含めて)課税を拒否する権利すら容認するという無政府主義的立場に立つ。何が不当かは多くの議論を必要とするが、これが冒頭に述べたno-tax-pay運動の理念的背景となっていることが推察される。

つぎに功績論は、市場の生産・分配原則に従った経済学(労働価値説および限界生産力説の双方を含む)がこの範疇にはいり、従って権利に応ずる分配原則を含むことになる。また必要論は功績論が生産的貢献であるのに対し、消費的享受の側面(たとえばシビルミニマム論)に立つことになり、その人間欲望との相対的關係が問われることになるが、これもまた市民権と深いつながりをもつことになる。

このように、ミラーの、権利、功績および必要の諸原則は、結局相互に密接な関連を

持つことになり、経済財のように客観的な直和性を持ち難いと云えるし、社会的[・]基本財[・]としながらも、いずれもミクロの視点に立つものである。

これに対し、J. ロールズの分配的正義論は、マクロ集計的な社会概念のレベルで功利主義的な公正概念を克服しようとするものである。まずその主題である正義は「社会の基礎構造」にかかわるもので、主要な社会制度が基礎的な権利と義務を分配し、社会的協働からの便益・費用の分割・割当てを決定する際の基本的概念である。

その決定システムの一般概念としては、前述した社会的[・]基本財[・](その間の序列は辞書的な優先順位)の不平等な分配は、それがすべての人の利益にならない限り許容されず、すべて平等に分配さるべきとする。

特殊概念としての公正原則は、一般概念を受けての第一原則として自由平等原理に立ち、各人は、他者の同様な自由と両立するかぎり、最も広範な基本的自由に対する平等な権利が与えられるべきとし、第二原則としては、社会的・経済的不平等は、それが(1)あらゆる人びとの利益になることが当然期待される場合のみ許され(格差原理)、(2)地位や職務がすべての人びとに開かれている(機会均等原理)のもとで、(3)経済的・社会的にもっとも不遇な人(びと)の状態をもっとも高めること(Maxmin 原理)が正義にかなうとする。

上記諸原則は、当事者が社会における立場や地位を知らず、またいかなる個人も天賦の資質・才能・知性・体力などの分配における彼自身および他人の運命を知らない(無知のヴェールまたは原初状態)もとでは採用されざるを得ない諸原則となる。

以上が、ロールズの分配正義論の骨組みであるが、その特徴を若干付記すれば、その一般的概念には、辞書の優先順位としての社会的[・]基本財[・]に効率性原理を含ませることができその他の諸原理と矛盾しないこと、また、第二原則の(1)と(2)を組み合わせれば別表のような社会構成体の各系ができ上り、それらは歴史的な発展段階と軌を同じくすることなどを指摘できる。

冒頭に記したように、こうした社会哲学派の考え方が、'80年代以降の支配的思惟足り得るか否かは未だ定かではないが、'70年代に、とりわけロールズの「正義論」(Theory of Justice)」が出版されて以来、その説をめぐっておびただしい文献が発表されている

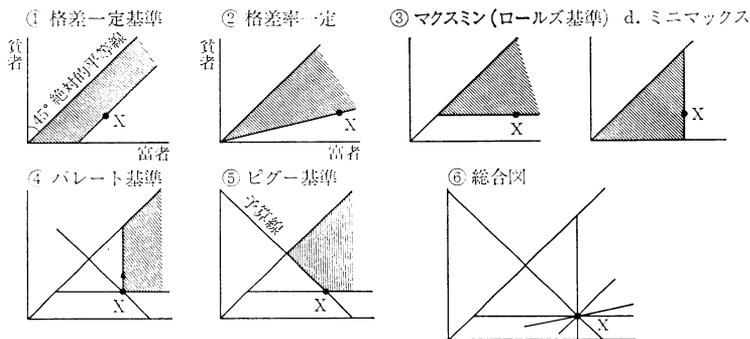
	あらゆる人びとの利益となる	
すべての人びとに開かれている	効率性原理 (パレート最適)	格差原理
形式的機会均等	(A)自然的自由の 体系	(D)自然的貴族 主義の体系
公正な機会均等	(B)自由の平等の 体系	(C)民主的平等の 体系

(J. H. ウェルバンク他の纏めところによると基本文献だけでも26著作、雑誌論文および二次文献資料を入れると凡そ10年間に2500種類以上のものが公表されているという)。

そうした文献を含む論争点毎の整理は後日にゆずることにして、以下に補として以上に採り上げた分配公正諸基準の相互関係とハイヤラルキーを分析図形で示したものを付して結びに替えたい。

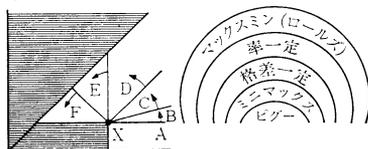
(補) 図形でみた分配公正諸基準の相互関係

(1) 個別図と総合図

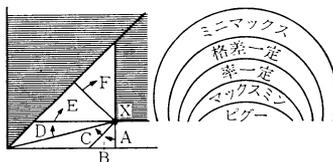


(2) 各基準のハイヤラルキー

① 相互に損失のない成長配分



② 相互に利益のないマイナス配分



(注) D.W.Rae & C. Fessler 「The Varieties of Equality」(in R. A. Solo & C. W. Anderson 「Value Judgement and Income Distribution」1981) を修正・加筆

昭和57年度第13回研究会 (1月21日)

▶ テーマ 今日 貧困化論——戸木田嘉久著『現代資本主義と労働者階級』(講座・現代資本主義分析5, 岩波書店, 1982年刊) をめぐって——

報告者 三好正巳氏

報告要旨

1 戸木田労働者階級論の方法とその理論構成

(1) 堀江理論の発展的継承

戸木田氏の最初の著作は、1961年に出版された『労働組合はどう変わるか』（三一書房）である。その後、1965年に『現代の合理化と労働運動』（労働旬報社）が刊行されたが、この著作において、戸木田氏は、全般的危機の段階における独占資本の産業合理化運動を、資本蓄積論において正当に位置づけ、同時に労働運動の闘争の課題と方向を明確に示した。この時、すでに戸木田氏の今日の理論的枠組みの基礎は形成されていたといえてよい。その意味では、いま、戸木田氏の理論的枠組を、戸木田理論として確定し、「独自」な理論体系として評価しようとする場合、この『現代の合理化と労働運動』をもって出発点に据えることに不都合はないであろう。

しかし、「戸木田理論」として確定するに当たっては、『労働組合はどう変わるか』から『現代の合理化と労働運動』を経過した戸木田氏自身の産業合理化論の系譜が、さらに一段と熟成した理論体系に成育するためには、自然界における果樹がそうであるように、近縁関係にある他の理論に一度接ぎ木する必要がある。1969年から刊行された講座『労働組合運動の理論』（大月書店）の理論的指導者であった堀江正規氏の理論との接合こそ、今日の「戸木田理論」が開花する場合の重要な要因であったといえるであろう。

この接合点となった理論は、「労働運動の発展の合法則性」の理論である。講座『労働組合運動の理論』の支柱であった堀江氏の名を冠し、かつ堀江氏の記述の論文によってこれを整理すれば、堀江氏の「合法則性」論は以下の通りである。すなわち、(1)資本主義の資本蓄積を起点とする労働者階級の状態把握。(2)国家独占資本主義の再生産機構のもとでの階級対抗関係の解明。(3)労働運動の弁証法的発展としての把握、である。

「戸木田理論」としても、この堀江「合法則性」論の基本的構造が継承されている。しかし、堀江「合法則性」論が「戸木田理論」に継承されたということの意味は、戸木田氏の労働者階級論が、最終課題を労働運動の弁証法的発展の論証に置くことについての揺ぎない信念にあった。この信念を現状において確認するために、国家独占資本主義の資本蓄積のもとにおける階級対抗関係を解明し、そのもとでの労働運動発展の可能性を抽出することに努力が傾けられた。この可能性の抽出に当って、戸木田氏は、変革主体形成の契機・条件、つまり社会変革の客観的条件ばかりか主体的条件そのものの成熟を重要視される。しかし、変革主体形成そのものは、労働運動の弁証法として、社会変革の客観的・主体的条件を明らかにするための「土台」の分析とは別に理論構成されているのが「戸木田理論」である。いわゆる変革主体形成論にかかわる他の論者に対する、戸木田氏の執拗なまでの批判的検討は、変革主体形成の条件と変革主体としての成熟と

を安易に統合することへの警戒である。すなわち、安易な統合が、労働運動の現局面の評価に当って、これまた単純かつ安易に、楽観論や悲観論につながりかねないことを恐れられるからであろう。「戸木田理論」の評価にとっては、まさにこの点こそ強調されてしかるべきものである。

「戸木田理論」が、堀江「合法則性」論を正当に継承してきたという評価は、変革主体形成の条件の解明についてより高度な理論的展開をなしとげたことを明らかにしなければ十分とはいえない。

この点に関していえば、変革主体形成論の今日的成果を批判的に導入したというところにある。戸木田氏自身の言葉によれば、「変革主体形成の契機・条件を指示しようのような、労働者階級の状態分析はいかにあるべきか」（『現代資本主義と労働者階級』、はしがきⅥページ。以下特にことわりのない場合は、本書のページとする）という課題を設定することによって堀江「合法則性」論が補足される。

(2)労働者階級にかんする「戸木田理論」の構造

堀江「合法則性」論の補足という視点からいえば、階級論、貧困化論、労働運動論の各領域における最近の成果を批判的に導入したことであるが、同時に、「戸木田理論」という理論構成の中に組み入れるという点からみれば、それはつぎのような構成のものとなる。すなわち、堀江「合法則性」論の再確認。そのために、変革主体形成論を、主体形成の契機・条件と労働運動の弁証法に区分けすること。つぎに、主体形成の契機・条件の成熟を統一戦線のための契機・条件と置きかえて、この視点から労働者階級の状態を分析する。いいかえると、社会変革の「土台」の解明。最後に、社会変革の「土台」の分析は、経済的民主主義のための客体的・主体的条件の生成として把握することである。

堀江「合法則性」論を補足するに当って、いわゆる変革主体形成論を、社会変革の「土台」の解明のために必要なかぎりに限定してとりこもうとし、この視点から変革主体形成論の成果を整理する試みがなされている。この課題が、『現代資本主義と労働者階級』における第1章の課題として執拗な追求を受ける。この課題の追求のために、戸木田氏は、自らの論理構成に合わせて分割整理する。すなわち、戸木田氏が大橋隆憲氏と共同で編集した講座『新マルクス経済学』第6巻(戦後日本資本主義の階級構成、有斐閣、1976年刊)の構成に明瞭に示されているように、貧困化論、階級構成論、労働運動論という構成である。以下、戸木田氏の理論構成に従って整理された変革主体形成論の今日

的成果に対する検討のなかで、「戸木田理論」の骨格にかかわる論点で、しかも「戸木田理論」が学界において影響を浸透させるために重要であると思われる幾つかの論点を抽出し、若干の検討を加えてみよう。

第1に、階級論であるが、ここでは、労働者階級の概念規定にかかわる問題がある。労働者階級の社会的・経済的境界を画することは、それが階級の内部構成に係わるという両者の関係からして、しかも、「戸木田理論」にとって、階級内部構成論が経済的民主主義のための担い手、また、それら労働者諸層における主体形成の契機・条件の解明に係わるということから、極めて重要な論点となる。この重要な論点からすれば、内部構成を社会的生産力の発展に即して明らかにするために、マルクスのいう「結合労働者 (Gesamtarbeiter)」(『資本論』、『マルクス・エンゲルス全集』23巻a 大月書店, 459ページ)の理解について、なお深い検討があってしかるべきであろう。戸木田氏の、労働者階級の「境界」について、「それぞれの国の資本主義の発展と労働者階級の形成の歴史的・具体的条件の違いによる」(22ページ)という主張は、変革主体形成の契機・条件と労働運動の弁証法(変革主体形成)を区別したうえで、労働運動の到達段階を労働者層における統一戦線結成の契機・条件から明らかにし、労働運動発展の現局面を労働運動の国際的比較から明らかにするうえでそれなりの意味がある。しかし、内部構成論を経済的民主主義論につなぐ意図をもっている以上は、その重要度からすれば、「結合労働者」即労働者階級とする論理にさらに深いメスを入れるべきであろう。

第2に、階級の内部構成に関する整理では、『『新しい部類』の労働者層』(23ページ)の分割基準の問題がある。『『新しい部類』の労働者層』が、労働者階級の「真の統一」への根拠と、社会変革の主体として果たしうる役割を評価する(24ページ)ならば、その裏づけとなる理論的環について、より鮮明にされる必要がある。たしかに、戸木田氏が公務労働者層について指摘されるように、労働論と労働者論とを区分し、そのうえで主体形成の視点から労働者論として統合する必要はあろう。しかし、残念なことには、「戸木田理論」では、労働者論が階級構成論ないしは階級構造論として十分に説得的に整理されつつしているとはくみとりがたい。戸木田氏の労働者階級状態論における変革主体形成の契機・条件に限定した分析からすれば、労働者論とはいかなる内容のものであるべきかを、まずは明確にされないと判りにくくなるということである。戸木田氏の視野にある経済的民主主義の担い手の形成を明らかにするために、内部構成論が労働者論であることを欠かせないという指摘が、もっと強調されるべきではなかろうか。また、

労働者階級を「層」として区分する場合、「結合労働者」として全体化される論理の精緻化がなければ、経済的民主主義における労働者層としての役割も、労働運動の発展における結集の契機と条件も具体性をもつものにならないのではなからうか。

第3に、貧困化論であるが、ここでは「労働の社会化」論についての評価の問題がある。戸木田氏は、『『労働の社会化』という視角からの分析は、『生産手段の社会化』の分析が経済の民主的改革の客観的条件の成熟を示すのに呼応して、結合労働の主体である労働者階級こそが、経済の民主的改革の基本的な主体たりうることを具体的に指示する」(71ページ)ことだとされる。「戸木田理論」は、「労働の社会化」論を導入することによって、貧困化論を経済的民主主義の問題を含む内容として拡張しようとする。戸木田氏の貧困化論は、この意図において、労働運動の理論における今日的課題に応えようとされる。この点は高く評価されるべき視点であり、課題設定である。しかし、貧困化論の内容をこのようにふくらませるには、戸木田氏の階級論、とりわけ内部構成論における論理の補強が、さきに述べた意味で必要である。それと同時に、国家独占資本主義の分析に当って、国家独占的規制の仕組についてより精緻な解明が必要となる。たしかに、「管制高地」における「陣地戦」の重要性が指摘されるが、労働者階級の状態と労働運動発展との間にあるギャップを論ずるとき、変革主体形成との係わりでいわゆる「制度論」に対する目配りがいまいしあってもよいのではなからうか。もちろん、労働者階級を国家に「統合」するものとして「制度」をとらえるのではなく、社会的規制の1つのより処としての制度をとらえ、「資本制的蓄積に基づく階級対抗、この対抗を媒介に展開する社会的制度のもとにおける労働者の貧困」(拙稿「貧困化のための覚え書」、『立命館経済学』29巻5号、1980年12月、39ページ)とみるべきである。そうでないと、状態論においては、高木督夫氏の書評(『立命館経済学』31巻2号、1982年6月)との間に主体をめぐるズレ違いを残したままにするだろうし、制度論については、経済的民主主義の観点からみて、制度要求の運動に対する評価を過小にする恐れもおきることになる。とくに後者については、戸木田氏にとっての国家論の構築の意義を喚起しておくことが、「戸木田理論」にとって、その課題と領域の両面から必要であると考えている。

2 戦後日本の高蓄積下の労働者階級

—戸木田貧困化論の具体的展開—

(1)戸木田貧困化論の基本的枠組

戸木田氏は、資本主義の基本矛盾の展開、すなわち収奪者が収奪されるという段階で、労働者階級の状態を把握するために4つの課題を設定する。(1)労働者階級の数の増大、(2)搾取の今日的形態、(3)労働者階級をその内部構成にもとづく層ごとに、また労働者階級の周辺にある社会階層についても進行する貧困化、(4)経済的民主主義の客体的・主体的条件、以上が解明すべき4つの課題である(140~141ページ)。この4つの課題の設定は、経済的民主主義の客体的・主体的条件まで、貧困化論の領域を拡張する意図を示したものであった。このように貧困化論の領域を拡張するために、戸木田氏が執権に追求してきた階級論、とりわけ内部構成についての多面的検討に加えて、国家独占資本主義の現局面に関する規定とこの局面での階級対抗の形相をもって補足することが試みられた。第1章で確定した視角と方法の補足は、日本資本主義の現段階を、国家独占資本主義の「全面展開」(講座『今日の日本資本主義』7, 日本資本主義と労働者階級, 大月書店, 1982年, 12ページ, 以下「講座」と略称する)と規定し、そこでの資本の高蓄積が生みだした階級対抗の形相を分析することによってなされたといえる。かくて補足のうえ確認された視角と方法は、ヤ・ペヴズネルの「国家独占資本主義的寡頭制」(国際関係研究所訳『日本経済における国家』協同産業出版部, 1978年)という概念を導入し、「金融独占企業集団」による支配構造の下の階級対抗をとらえるものとして展開される。また、このような支配構造は、「企業国家」(『講座』16ページ)として特徴づけられもするが、戸木田氏のこのような分析の前提には、第2次世界大戦後の発展した資本主義国に共通な資本の「高蓄積」の過程が据えられている。もちろん「高蓄積」の過程について、アメリカ帝国主義の世界支配や日本資本主義の戦後史的条件による枠づけがなされたうえのことである。しかも、この場合に忘れてはならない点は、「高蓄積」過程のもとでの「高度成長」や「危機」という把握がされていることである。このことから導きだされるものとして、「高蓄積」の一貫した過程として把握することは、国家独占資本主義の資本蓄積を理解するために重要な示唆をあたえているがゆえに、「高蓄積」過程の中での「危機」は、国家独占資本主義との関係でより鮮明な規定を受ける必要が発生するというのである。その意味で、今日の「危機」に関する規定について、戸木田氏が採用される分析的諸概念との係わりで、より明白な説明が求められるといえるであろう。

ところで、戸木田氏は、「危機」を、まずは、「経済危機」として捉えられ、資本主義世界経済の「相対的安定期」の終わりとして理解されている(186ページ)。もちろん、別の個所では「国家独占資本主義の危機」という表現もみられる(266ページ)が、そこ

でも必ずしも明解な規定内容をあたえられてはいない。この「経済危機」に遭遇した日本資本主義が資本の蓄積条件を再構築することに「成功」(358ページ)する過程で、「新しい段階」の貧困化が現われるとする。「新しい段階」の貧困とは、「高度成長」期とは異質に変化した「露骨なむきだしの形態」(193ページ)であると特徴づけられている。

「新しい段階」の貧困は、最高の剰余価値率・利潤率による大量の「人間搾取材料」の搾取によって、利潤総量が増大する対極で進行する。しかし、この「新しい段階」の貧困は、階級闘争の過程を経過したものとして、捉えられていて、その結果として賃金水準も「必要な生活手段の範囲」の再構成された水準として労働者の社会的力量の強化を反映していること(201ページ)や、「完全雇用」政策のもとでの産業合理化がもたらす相対的過剰人口の存在形態にみる特徴(250~263ページ)。さらに、こうした特徴と併わせて進行する国民生活の貧困化・生活不安ということが明らかにされる。この「新しい段階」の貧困化は、「高蓄積」が「経済危機」において蓄積構造として再構築される過程で、階級対抗を貫通して発現する内容として把握されている点が、戸木田貧困化論の第1の柱をなしている。

また、「新しい段階」の貧困が、国家独占資本主義的追加搾取によるものとして把握されることによって、社会変革の「土台」の次元で、変革主体形成の契機・条件が明らかにされようとしている。この視点は、戸木田氏がインフレによる独占資本の追加搾取と国家権力の収奪を重視し、インフレによる「新しい段階」の貧困化について高須賀氏のインフレ理論(『現代資本主義とインフレーション』現代資本主義分析7, 岩波書店, 1981年)を批判的にしる積極的に導入しようとする態度に示されている。戸木田氏のこの理論的追求は、経済の民主的規制にとって欠かせぬ「管制高地」の摘出の意図と深く係わるものである。この点に、戸木田貧困化論の第2の柱を見ることができる。

もちろん、戸木田貧困化論の細部については、賃金の国際比較についての「相対賃金」の生産力発展による消費財の価値下落、貿易で発生する特別剰余価値からの二重規定や、「社会契約」の批判という点で、高須賀「貨幣錯覚」説の導入に当って配慮を行きとどかせるべき内容、すなわち、生産性と賃金についての立ちいった分析を残していることも事実である。つまり、戸木田氏が残している内容は、日経連『労働問題研究委員会報告書』が主張する「名目賃金」の先進国水準への到達を批判するためにも、「総合社会政策」の内容としての「社会契約」的賃金抑制を批判するためにも、理論の精緻化が必要である。せっかく、「高蓄積」の危機と国家独占資本主義的搾取形態という理論的枠

組を設定したからには、この枠組のもとでの理論的格闘の跡を説明的に整理されることが読者へのサービスというものであろう。

それはそれとして、戸木田貧困化論の射程内に置かれた経済的民主主義の問題は、労働者階級の状態分析、すなわち貧困化論の構成の中において、どのような扱いを受けるのであろうか。結論からいえば、資本主義に対する社会的規制の契機・条件を析出することであるといつてよかろう。戸木田氏は、経済的民主主義を、独占的大企業の蓄積の社会的規制と官僚制の民主化、国民の政治・経済への広範な参加ととらえている（390ページ）。社会の民主的変革の一面をなす経済的民主主義を、それ自体の理論体系として展開することとは自ら異なるものである。これだけの前提を置いたうえで、戸木田氏の社会変革の「土台」の分析において、果たして経済的民主主義を解くために必要なかぎりの内容にわたる理論的手段が用意されていたか。また、現状の分析の中で、それは明らかにされえているか。この点に関していえば、「管制高地」、そこにおける「陣地戦」という重要な概念が、レーニンらから借用されていて、社会的規制にとって、規制のための装置や拠点についての分析の重要性が自覚されている。しかし、第2章における日本資本主義の労働者階級の状態分析において、「管制高地」における「陣地戦」そのものにかかわる立ちいった説明は、むしろさげられている。恐らくは、戸木田氏の視角と方法では、労働運動論の領域に立ちいることを意識的にさけることによって、社会変革の「土台」分析の限定を確保したからであろう。そこから、分析の客観主義に対する不満も、一部の書評の中に婉曲ではあるが指摘されることにもなる。

(2)「戸木田理論」における経済的民主主義

「戸木田理論」の重要な支柱の1つである貧困化論が、経済的民主主義を視野において構成されていることについては、すでに述べたとおりである。経済的民主主義を射程に入れた貧困化論は、労働運動の弁証法的過程の分析を経て新しい社会を展望させることになる。すなわち、発達した資本主義国における社会変革の道筋として展望されるのは、「国家独占資本主義の民主的変革」（387ページ）であり、その先には社会主義が展望されている。しかし、「国家独占資本主義の民主的変革」という言葉に若干のこだわりを持たざるをえない。それは戸木田氏の場合に国家独占資本主義の危機という概念が、必ずしも鮮明でない部分を残しているのだからである。「国家独占資本主義の民主的変革」が、資本主義体制の整備であるはずはない。戸木田氏自身が、経済的民主主義の実現は、賃金制度の廃止という視点が貫徹されるべきだ（392ページ）と指摘するとともに、

経済的民主主義が、帝国主義＝独占資本主義の最終階梯である国家独占資本主義とその危機の時代に照応した概念（392ページ）とも述べている。それにもかかわらず、「国家独占資本主義の民主的改革」という表現がもっている曖昧さは、社会変革の「土台」の分析から直接に導きだした展望であるという結果のしからしめるものだとも考えられる。すなわち、経済的民主主義の内容が、「土台」の分析の中で、「管制高地」における「陣地戦」の現状に立って導きだされた場合には、たとえば、企業国有化、賃金範疇の「解体」、行政機構の改革、企業、地域など各レベルでの参加について、より具体的な内容が付加されたであろう。もちろん、戸木田氏自身が、第3章については、「紙数を減らす必要と、理論的な詰め不十分さ」も考慮して割愛された内容がある（まえがき viii ページ）ということであるから、これ以上の言及は控えることにする。しかし、「土台」の分析から主体形成、戸木田氏のいう労働運動の弁証法の過程を経ずに、直接に経済的民主主義の展望を導くことに対する疑問は、「戸木田理論」の構造からいっても指摘されるところであり、それゆえに戸木田氏自身の理論構成からくる課題でもあることをくり返して主張しておきたい。

第3章の構成を外見したところからすれば、経済的民主主義論は、「戸木田理論」の枠組では労働運動の弁証法の領域に属する内容だともいえる。そして、この第3章が、「戸木田理論」の結びとして、労働運動の弁証法に属する課題を担う位置にあるともいえる。そうだとすれば、第3章であつかわれる経済的民主主義の内容は、労働運動の内容となるべきものである。戸木田氏は第3章で、経済的民主主義をささえる「客観的条件＝物的基礎」として、「土台」の分析をとおして、金融独占企業集団による支配強化を基本矛盾の深化・拡大としてとらえ（402ページ）、金融と管理制度の発展で民主的計画化、大企業の民主的規制、将来の社会主義建設の手段が確保されていること（403ページ）、国家による経済管理の機構が高度に発展していること（404ページ）、など、生産の社会的性格の発展があるということを明らかにする。そのうえで、「主体的条件」の形成として、独占の経済的・政治的支配に対抗しうる「数の力」を、近代社会の担い手としての形成と、数の多数の中で結集の契機が成熟している存在としてとらえている（409ページ）。同時に、この「数の多数」が、現実の社会的力に転化する条件を、組織化と科学的な戦術指導の問題として把握される（413ページ）。現実の社会的力に転化させる条件の指摘は、労働運動の弁証法としては、極めて重要な論点である。この論点を欠く場合には、労働運動の発展が自然成長的なものと理解されてしまうからである。

ところで、「戸木田理論」の構成からくるものであるとしてすでに指摘したところであるが、労働運動の合法的発展を解くことを課題とする以上、「国家独占資本主義の民主的改革」との係わりで労働組合運動をとらえることが、労働運動の弁証法的過程としての把握のために必要となる。第3章の中で、労働組合運動と経済的民主主義の問題が、経済的民主主義における労働組合の役割として、労働組合の日常闘争の「新しい意味」(420ページ)からと、制度的諸要求闘争が民主的規制にとって果たす高い水準の役割(421ページ)、自由と民主主義の闘争が主体的条件を強める機能をもつということ(422ページ)、国民的諸要求の課題を独自に取りあげる意義(427ページ)という内容にわたって明らかにされている。経済的民主主義における労働組合の役割を、こうした内容でとらえようとするのは、労働組合運動における階級的民主的潮流の形成と拡大という目標を明確に自覚するからであろう。

「戸木田理論」による労働運動の現局面に対する結論は、「労働組合運動に『困難な情勢』を生みだしている現実の諸条件のなかにこそ、労働組合運動の発展の条件が成熟する」(434ページ)という「基本的・原則的観点」の確認である。ただし、この結論も、第3章自体が制約された記述であるということと、それが対象とする現実的分析を残しているために、この部分に対する解明の希望がいくつかの書評の中に主張されることになるのは止むをえまい。

以上、戸木田氏の著作『現代資本主義と労働者階級』を検討するなかで、「戸木田理論」の理論的枠組を確定してみようとしたわけである。この意図は、戸木田氏のこの著作が、部厚であること、各章の間に紙幅のバラツキや重複があって、なまなかなことでは理論構成をとらえ難いということがあって、一度、大胆に整理して置くことが有用だと考えたからである。したがって、この意図からいって、戸木田氏が展開される個々の理論や批判の論証に対する疑問については、「戸木田理論」の枠組の基本に係わると思われるものを除いて、ほとんど述べることをしなかった。また、「戸木田理論」として枠づけた構成が、戸木田氏自身の真意に反する恐れがあるかも知れないが、いつの日か戸木田氏自身、貧困化論を軸にした理論構成を整理される機会に、訂正して貰えばよいと、まことに勝手なことを考えている。戸木田氏がこの著作で残された課題を、他の著作や論稿によって補足する作業は、今回はほとんど手つかずのままにしている。こうした怠慢も、「戸木田理論」の確定という意図に限定したことによるものという弁解を許していただきたい。

最後に、この研究会報告に当って、参照させていただいたかぎりの「書評」を以下に掲げさせていただくことによって、書評された諸氏への感謝の辞にかえさせていただく。

田沼 肇 (雑誌『経済』, 1982年5月号)
 吉井 清文 (雑誌『労働運動』, 1982年6月号)
 柿本 国広 (『岐阜経済大学論集』16巻3号, 1982年6月刊)
 高木 督夫 (『立命館経済学』31巻2号, 1982年6月刊)

▶本年度(1982年4月以降83年3月迄) 会員が本誌以外に発表した業績はつぎのごとくである。ただし※印のついたものは昨年度の業績である。

芦田 文夫

「民主的改革から社会主義へ」

『講座 今日の日本資本主義』第10巻『日本経済の民主的改革と社会主義の展望』
 所収 大月書店 1982年9月

「社会主義の経済問題」

勤労者通信大学編『経済学教室』第2集 所収 学習の友社 1982年10月

伊藤 正直

「地方銀行の現状と問題点」

「金融構造・金融政策の変化と地方銀行」

『中間報告』(1) 所収 社会文化研究センター 1982年10月

「昭和農業恐慌前後の勸銀・農工銀行論」

「大正期・昭和戦前期の信用組合論」

加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』所収 東大出版会 1983年3月

岩田 勝雄

「国際的搾取・貨幣の相対的価値および労賃の国民的相違」

《人文科学研究所紀要》第35号 立命館大学人文科学研究所 1982年9月

上野 俊樹

※「翻訳『資本の流通過程』(角田修一氏との共訳)

『マルクス・ライブラリ』第3巻 所収 大月書店 1982年3月

『経済学とイデオロギー』 有斐閣 1982年5月

「T・R・マルサス」(上・中・下)

《経済》 1982年7, 8, 9月号

- 「大内力氏の『経済学大系』批判」（上・下）
 <経済> 1982年11月号
 1983年1月号
- 「イデオロギーと人格形成の危機」
 <文化評論> 1983年2月号
- 小野 一郎
 「社会主義への世界史的移行過程の展開と現段階の展望」
 『講座 今日の日本資本主義』第10巻『日本経済の民主的改革と社会主義の展望』
 所収 大月書店 1982年9月
- 角田 修一
 ※「翻訳『資本の流通過程』（上野俊樹氏との共訳）
 『マルクス・ライブラリ』第3巻 所収 大月書店 1982年3月
 「『資本論』案内——マルクスによる剰余価値の発見とその意義——」
 <経済> 1982年5月号
 「マルクス経済学と生活様式」
 <経済> 1983年3月号
- 甲賀 光秀
 「民主的改革の必要性和内容」（共同執筆）
 『講座 今日の日本資本主義』第10巻『日本経済の民主的改革と社会主義の展望』
 所収 大月書店 1982年9月
 「新自由主義思想の時代錯誤性と反動性」
 <経済> 1982年5月号
- 後藤 靖
 「天皇制と自由民権」
 『自由民権百年』所収 三省堂 1982年8月
 「戸坂潤の日本ファシズム論について」
 <経済論集>関西大学 第32巻・第4号 1982年11月
 「日本帝国主義の支配構造をめぐって」
 <歴史学研究>第512号 1983年1月号

塩田庄兵衛

「書評『大河内一男集』全8巻」(労働旬報社版)

◀社会政策学会年報▶第26集 御茶の水書房 1982年5月

『日本社会運動史』 岩波書店 1982年8月

「メーデー事件裁判闘争史によせて」

『メーデー事件裁判闘争史』所収 白石書房 1982年11月

『河上肇「貧乏物語」の世界』(編著) 法律文化社 1983年1月

清水 貞俊

山手治之監訳 P.マティセン『EC法入門』 有斐閣 1982年4月

「EC内における労働者の自由移動を中心として」

◀人文科学研究所紀要▶第35号 立命館大学人文科学研究所 1982年9月

関 彌三郎

※「統計利用者のための統計学と蜷川統計学」

◀統計学▶第42号 1982年3月号

戸木田嘉久

「戦後日本資本主義の蓄積過程と搾取諸形態の展開」

『講座 今日日本資本主義』第7巻『日本資本主義と労働者階級』所収
大月書店 1982年4月

「経済民主主義をめざす国民諸階層の障地構築」

◀経済▶ 1982年5月号

「今日の経済危機と深刻化の新しい段階」

『現代の労働組合運動論講座』所収 学習の友社 1982年8月

「日本の政党の労働組合論」

◀労働運動▶ 1982年9月号

「経済危機下の日本の労働者状態」

◀経済▶ 1982年11月号

「元島邦夫著『大企業労働者の主体形成』を読む」

◀社会科学の方法▶ 1982年11月号

「資本主義社会と労働者階級」

◀勤通大月報▶ 勤労者通信大学 1982年11月号

- 「合理化と民主的規制」
 <学習の友・春闘別冊> 1982年12月号
- 「雇用・失業問題の新たな局面」
 『団体交渉のための賃金資料』1983年版 1982年12月
- シンポジウム「長期不況下の日本経済と労働者階級」
 <経済> 1983年2月号
- 水田 勝博
 「体育・スポーツ活動の外傷予防と救急処置」
 <人文科学研究所紀要>別冊1号 立命館大学人文科学研究所 1982年5月
- 三好 正巳
 「現代日本の賃金と賃金抑制機構」
 『講座 今日の日資本主義』第7巻『日本資本主義と労働者階級』所収
 大月書店 1982年4月
- 山田 彌
 「民主的改革の諸政策と効果」(共同執筆)
 『講座 今日の日資本主義』第10巻『日本経済の民主的改革と社会主義の展望』
 所収 大月書店 1982年9月